



## Vol.41

### ★微信における会社に対する信用毀損発言は解雇理由となるか

#### 1 微信と秩序維持

微信は中国人のみならず中国に住む日本人にとっても生活する上で欠かせないスマホアプリです。連絡のみならず支払い、送金、タクシーの呼び出し、シェアサイクル、公共料金の支払いなど、微信で様々なことができます。

一方、日系企業からすると悩ましい問題も生じます。中国ビジネスはスピードが重要ですので、従業員が顧客と微信を用いてスピーディーにやり取り出来ることは重要なのですが、従業員が顧客とどのようなやり取りをしているのか全く外からは分からず、社内に記録も残りません。顧客が微信でのやり取りを望んでいる場合は断ることが難しい状況にもあります。どのようにして微信のやりとりと秩序維持を両立させるかは悩ましい問題です。

#### 2 微信における発言が解雇理由として認められた事例

土木工事会社に勤務する崇さんは、2016年、年間35日の私用休暇を取得しました。会社の規則によれば、15日以上私用休暇を取得していれば年末のボーナスを支給しないことになっておりました。崇さんは、これを不満に思い、春節後に出社した後は、工事の施工に不具合が出て会社で遅れて報告するなどの問題行動を起こすようになり、加えて、2月22日から2月28日まで無断欠勤を続けました。

そのみならず、崇さんは、微信のグループチャットに対して「社長は能無しだ。会社には将来がない。経営はまさに下り坂。すぐに会社は破産をするだろう。」と書き込みました。

この微信グループは、会社のプロジェクトのメンバーばかりではなく、多くの顧客関係者が登録していました。

会社は、この崇さんの発言は会社の名誉と信用を毀損する行為であると考え、崇さんを会社に呼び出しました。崇さんは、会社で合理的な弁明をすることが出来なかったため、会社は重大な規律違反を行ったとして崇さんを解雇しました。崇さんは解雇は違法であり経済補償金を2倍支払うべきだとして労働仲裁に申し立てました。

労働仲裁や裁判所においても、無断欠勤が1週間続いたことと微信での問題発言を理由として解雇は有効と判断し、崇さんの申立は認められませんでした。

#### 3 微信でのやりとりについても注意喚起すべき

私の知る限り、日系企業で微信における発言を理由に懲戒処分や解雇を行った事例はありません。しかし、特に微信のグループチャットは数百人に一斉にメッセージを送ることが可能で、かつ拡散することも容易です。このような状況から致しますと、日系企業においても微信での機密漏洩や信用毀損行為については厳しく処罰することをルールとして定めざるをえないかと思われます。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

日本：杜若経営法律事務所

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司 (弁護士向井宛)

TEL +86+(21)6407-8585 (内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com